

平成 23 年 6 月 6 日  
東北電力株式会社

### 緊急設置電源の新設に係る説明会結果概要について（東新潟火力）

このたび、供給力確保に向けた緊急設置電源を新たに東新潟火力発電所敷地内に設置することについて、環境保全対策等の説明会を以下のとおり開催しました。

#### 1. 説明会の概要

開催日：平成 23 年 5 月 27 日（金）

開催場所：聖籠町町民会館 小ホール

開催時間：18:30～19:25

ご来場者：38 名

#### 2. 質問等と回答の概要

質問等	回答
今回設置する発電設備はいつまで運転するのか。	今回設置する発電設備は、原則として、被災した発電設備の復旧状況を勘案しつつ、廃止を前提に検討することとしておりますが、運転開始後 2 年を超えて運転する場合には別途、関係自治体と協議することとしています。
東新潟火力は LNG を燃料としているが、なぜ港 3 号系列は軽油なのか。	ガスタービンは高圧のガスを使用しますが、現在のガス設備では圧力が足りないため、昇圧設備が必要となります。このため設備の納期およびガス配管敷設工事が今年の夏までに間に合わないことから、既設設備を活用できる軽油を使用することといたしました。
工事中および運転開始後の騒音はどの程度か。騒音は新設後、現状よりうるさくならないか。	騒音規制法等をもとに、敷地境界における目標値を定めており、防音壁等の防音対策を講じ、目標値を守ることにしております。工事中の騒音についても低騒音機械を使用し、環境監視を行い基準値以下であることを確認いたします。
5 号機の基礎工事開始が 7 月中旬だがそれまで何もしないのか。工事を早く開始し、運転開始も早くできないか。	7 月中旬の基礎工事開始は、電気事業法上の着工を示しており、機械基礎の掘削や基礎杭の打ち込みの開始をもって基礎工事の開始としていますが、これに先立ち測量調査等の調査工事、敷地の整地等の準備工事が必要となります。調査工事はすでに開始しており、今後、基礎工事をスムーズに開始できるよう、敷地の整地等の準備工事を実施する計画としております。

3. 説明会で使用した資料

[配布資料]

添付1 「緊急設置電源の新設計画について（地点 東新潟火力発電所敷地内）」

[説明資料]

添付2 「緊急設置電源の新設計画について 地点 東新潟火力発電所敷地内」

以 上



## 6. 環境配慮

本計画は環境影響評価法の手続の適用除外の対象となりますが、環境影響評価法の趣旨に則り、以下のとおり実行可能な最大限の環境配慮を行ってまいります。

### (1) 工事における配慮

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等の基準以下に環境保全目標を設定し、目標を超過しないよう工事工程の調整を行います。</li> </ul>
資材等の運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両が集中する通勤時間帯を避けて運搬します。</li> <li>大型機器は発電所まで海上輸送し、陸上の交通量を低減します。</li> <li>急発進の禁止、アイドリングストップ等を実施します。</li> </ul>
建設機械の稼働等	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動型等の建設機械を極力使用します。</li> <li>低騒音・低振動工法を極力採用します。</li> </ul>
工事排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設沈殿槽又は仮設排水処理装置で処理します。</li> </ul>

### (2) 運転における配慮

全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>本設備の運転は、原則として夏季及び冬季の電力需給が逼迫する時期とします。</li> <li>国等の基準以下に環境保全目標を設定し、目標を超過しないよう最適な状態での運転に努めます。</li> </ul>	
ばい煙	港3号系列	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料に軽油を使用し、硫黄酸化物、ばいじんの排出量を低減します。</li> <li>燃焼器へ水噴霧し、窒素酸化物の排出量を低減します。</li> </ul>
	5号機	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料にLNGを使用するため、硫黄酸化物及びばいじんを排出しません。</li> <li>低NOx燃焼器を採用し、窒素酸化物の排出を低減します。</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の周囲には、防音壁や防音カバー等を設置します。</li> <li>機器の基礎を強固にし、振動の発生を抑制します。</li> </ul>	
プラント排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設の排水処理装置で処理します。</li> </ul>	
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する煙突等の色は、周辺の景観に配慮します。</li> </ul>	
温排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>本設備は海水による冷却が不要なため、温排水が発生しません。</li> </ul>	

## 7. 環境影響の監視

### (1) 監視の内容

- 環境影響の監視については、表-1～2に示す内容を実施する計画です。
- 監視結果により、環境影響を低減させる必要がある場合には、追加の保全措置を検討し、講じます。
- 監視については継続的に実施することとし、詳細については、関係自治体と協議してまいります。

### (2) 監視結果の公表

- 監視結果及びそれにより講じた環境保全措置の内容については、新潟県及び聖籠町、新潟市、新発田市へ定期的に報告するほか、当社ホームページ及び東新潟火力発電所で見ることができるようにします。
- 詳細については、関係自治体と協議してまいります。

表-1 環境影響の監視内容（工事期間中）

監視項目	対象	監視方法等	環境保全目標	国等の基準
騒音 振動	騒音レベル 振動レベル	1回/月 工事の影響が大きい時期に敷地境界で測定	騒音:85dB以下 振動:75dB以下	騒音:85dB 振動:75dB
工事排水	水素イオン濃度(pH) 浮遊物質(SS)	1回/月 仮設沈殿槽又は仮設処理装置出口で測定	pH:5.0～9.0 SS:150mg/l以下	規制適用除外※ (5.0～9.0) (200mg/l)
産業 廃棄物	発生した産業廃棄物	種類、発生量、処分量 及び処分方法を把握	極力低減し、適正に 処分する	極力低減し、適正 に処分する

表-2 環境影響の監視内容（運転開始後）

監視項目	対象	監視方法等	環境保全目標	国等の基準
ばい煙 (港3号 系列)	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん	硫黄酸化物：常時監視 窒素酸化物：常時監視 ばいじん：1回/60日	1m <sup>3</sup> /h以下 70ppm以下 0.005g/m <sup>3</sup> N以下	129m <sup>3</sup> /h 70ppm 0.05g/m <sup>3</sup> N
ばい煙 (5号機)	窒素酸化物 ばいじん	窒素酸化物：常時監視 ばいじん：1回/年	50ppm以下 0g/m <sup>3</sup> N以下	70ppm 0.05g/m <sup>3</sup> N
一般環境	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質	自治体の一般環境測定 局(12局)における測定 データを収集、整理	国の環境基準以下	SO <sub>2</sub> :0.04ppm NO <sub>2</sub> :0.04ppm 浮遊粒子状物質： 0.10mg/m <sup>3</sup>
騒音 振動	騒音レベル 振動レベル	夏季：1回 冬季：1回 設備の稼働時に敷地境界 で測定	騒音 朝：65dB以下 昼間：70dB以下 夕：65dB以下 夜間：60dB以下 振動 昼間：65dB以下 夜間：60dB以下	騒音 朝：65dB 昼間：70dB 夕：65dB 夜間：60dB 振動 昼間：65dB 夜間：60dB
プラント 排水	排水量 水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質(SS) ルルルキ抽出物質含 有量(n <sup>+</sup> )	1回/月 総合排水処理装置出口 で測定	量：3,840t/日以下 pH：6.0～8.0 COD:15mg/l以下 SS：20mg/l以下 n <sup>+</sup> ：1.5mg/l以下	規制適用除外※ — (5.0～9.0) (160mg/l) (200mg/l) (5mg/l)
産業 廃棄物	発生した産業廃棄物	種類、発生量、処分量 及び処分方法を把握	極力低減し、適正に 処分する	極力低減し、適正 に処分する

※排水は、水質汚濁防止法の適用を受けないが、適用された場合の規制値を参考として（ ）内に示した。

## 8. おわりに

本計画の実施にあたり、実行可能な最大限の環境配慮を行ってまいります。何卒、本計画に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 緊急設置電源の新設計画について 地点 東新潟火力発電所敷地内



平成23年5月27日

東北電力株式会社

## ご説明の順序

1. 事業の背景
2. 事業の内容
3. 環境影響の予測
4. 環境影響の監視

## 事業の背景

### 事業の背景 当社発電設備の損壊状況

- 東日本大震災により太平洋側の火力発電所が甚大な被害を受けており、これらの発電所については、当面、供給力として見込むことができない状況にあります。



## 事業の背景 供給力確保に向けた取り組み

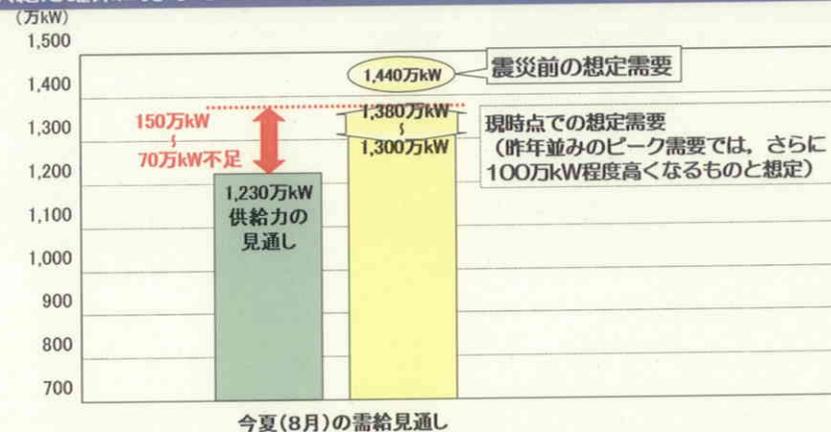
- 需給逼迫が予想される夏場に向けて、長期計画停止中の火力発電所の運転再開等、あらゆる方策に取り組んでおります。

### 【これまでに実施・実施中の対策】

長期計画停止中の東新潟火力発電所港1号機（新潟県聖籠町）の運転再開（5月末予定）	35万kW
北海道電力などからの融通電力の購入	数十万kW程度
企業等の自家用発電設備からの余剰電力購入	15万kW程度
新日本製鐵(株)釜石火力発電所からの受電	13.6万kW
新潟火力発電所5号系列の営業運転開始（7月）	10.9万kW
常磐共同火力(株)来発電所8・9号機（福島県いわき市）の早期復旧への支援	30万kW × 2 （当社受電量）

## 事業の背景 需給見通し

- 需給逼迫が予想される夏場に向けて、可能な限りの供給力確保に取り組んでまいりましたが、依然として今夏の想定需要に対して、供給力は70~150万kW程度下回る見込みです。
- 今夏以降について、現時点で需給状況を見通すことは困難ですが、引き続き供給力確保に努めていくこととしております。



## 事業の背景 緊急設置電源の必要性

- 更なる供給力拡大が必要であり、供給力確保対策のひとつとして、ガスタービン発電設備等の緊急設置電源の新設を検討した結果、東新潟火力発電所にガスタービン発電設備（港3号系列，5号機）を新設させていただくものです。

### 【さらなる供給力確保に向けた主な取り組み】

今夏の供給力確保	今夏以降の供給力確保
被災した自家発電有お客さまへの早期復旧支援による余剰電力購入拡大	被災した発電所の早期運転再開 ・ 仙台火力発電所（44.6万kW） ・ 新仙台火力発電所（95万kW） ・ 相馬共同火力(株)新地発電所1・2号機（50万kW × 2）の早期復旧への支援（福島県新地町）
短期間で設置可能なガスタービン発電設備（数万kW程度）の設置（東新潟地点）	出力30万kW程度 of ガスタービン発電設備等の複数台導入（八戸，秋田，東新潟，新潟地点）

既存インフラを活用できる東新潟火力発電所に設置

## 事業の内容

事業の内容 設置場所（東新潟火力発電所）

9



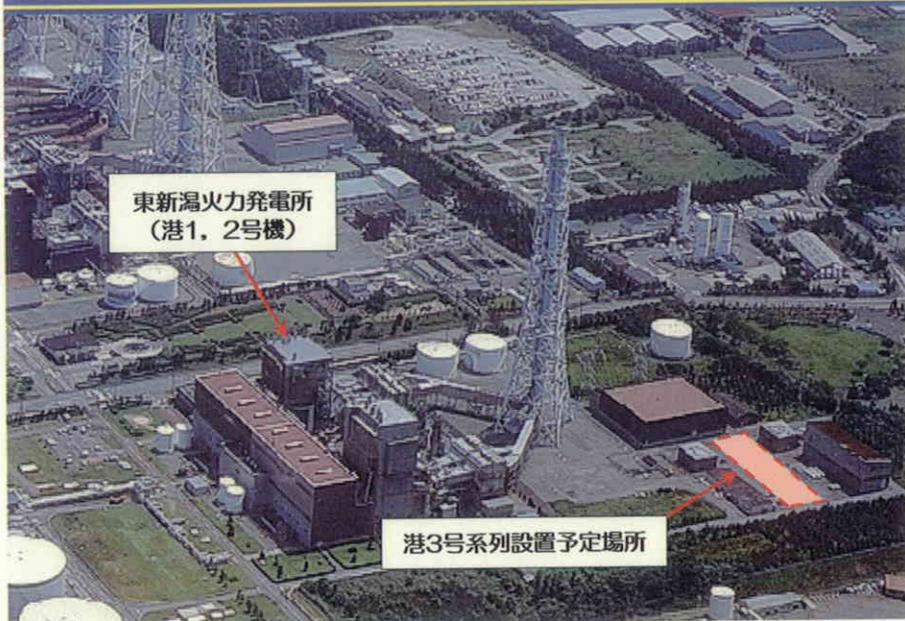
事業の内容 発電設備の概要

10

項目	港3号系列（移動式）	5号機
原動力の種類	ガスタービン	ガスタービン
出力	2.69万kW×2台	33.9万kW
熱効率	約33%	約38%
燃料	種類	軽油
	使用量	7.0t/h×2台
燃料	種類	LNG
	使用量	81,800m <sup>3</sup> N/h
運転開始	平成23年8月（予定）	平成24年7月（予定）

事業の内容 港3号系列の設置予定場所

11



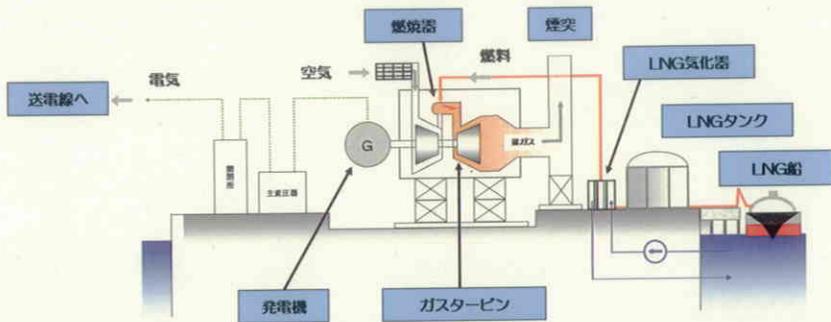
事業の内容 5号機の設置予定場所

12



事業の内容 ガスタービン発電のしくみ

13



事業の内容 ガスタービン発電設備について

14

港3号  
系列  
(移動式)

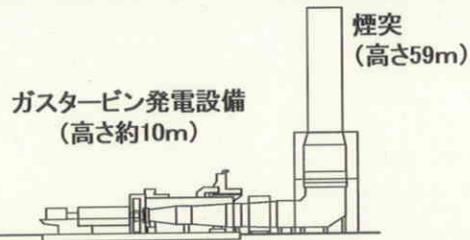


事業の内容 ガスタービン発電設備について

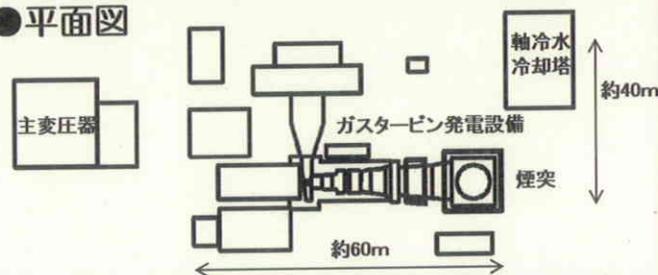
15

5号機

●側面図



●平面図



事業の内容 工事概要

16

●工事期間及び工事内容

工事は、ガスタービンの基礎工事、機器据付工事等があります。夜間に工事を実施する場合には、騒音及び振動が発生する大型建設機械を使用した作業を極力避けることにより、周辺地域の皆さまに騒音などの影響が及ばないように最大限配慮して行う計画です。

■港3号系列

基礎工事開始 : 平成23年6月 (予定)  
 機器据付工事開始 : 平成23年7月 (予定)  
 運転開始 : 平成23年8月 (予定)

■5号機

基礎工事開始 : 平成23年7月 (予定)  
 機器据付工事開始 : 平成24年2月 (予定)  
 運転開始 : 平成24年7月 (予定)

## 事業の内容 工事に当たっての環境配慮（1）

17

工事の実施に当たっては、以下の対策を講じ、周辺環境への影響に最大限配慮します。

- 工事用資材等の運搬
  - ・ 工事用資材等の運搬は、主として国道113号から臨港道路開発3号線を経由するルートを使用します。
  - ・ 車両が集中する通勤時間帯を避ける等の措置を講じます。
  - ・ 大型機器(ガスタービン、発電機、変圧器等)は海上輸送し、発電所構内の専用岸壁から搬入します。
  - ・ 車両の急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等運転上の対策を図ります。

## 事業の内容 工事用資材等の運搬に用いる主要な交通ルート

18



## 事業の内容 工事に当たっての環境配慮（2）

19

- 建設機械の稼働
  - ・ 低騒音・低振動型の建設機械及びプレポーリング併用の杭打ち工法を採用することにより、騒音・振動の環境負荷低減に努めます。
  - ・ 発電所敷地境界において、騒音規制法、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例の規制値（騒音85dB以下、振動75dB以下）を遵守します。
- 工事中の排水
  - ・ 工事排水は、仮設沈殿槽又は仮設排水処理装置により適切に処理して海域に排出します。
  - ・ 工事排水は、水質汚濁防止法及び新潟県条例の規制対象ではありませんが、水質汚濁防止法の排水基準を保全目標として管理します。
- 工事中の監視
  - ・ 騒音、振動、水質等を監視し、国の規制値等以下に環境保全目標を設定し、これを超えないよう工事工程を調整しながら工事を進めます。

## 事業の内容 運転における環境配慮（1）

20

発電設備の運転に当たっては、以下の対策を講じ、周辺環境への影響に最大限配慮します。

- 大気環境への配慮
  - ・ 5号機は、硫黄酸化物及びばいじんを排出しないLNGを燃料に使用するとともに、低NOx燃焼器の採用により窒素酸化物排出の低減を図ります。
  - ・ 港3号系列は燃料に軽油を使用することにより、硫黄酸化物排出の低減を図るとともに、燃焼器への水噴霧により窒素酸化物排出の低減を図ります。ばいじんについては、低灰分である軽油の使用と完全燃焼により排出量を抑制します。
  - ・ 運転時に排出ガス中の窒素酸化物等の濃度を定期的に確認し、環境保全目標を超えないよう最適な状態で運転が続けられるよう努めます。

### 事業の内容 ばい煙に関する諸元

項目		港3号系列		5号機	
		3-1号	3-2号		
排出ガス	量(湿り) (10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	286	同左	2,510	
	温度(°C)	463	同左	571	
	速度(m/s)	47.0	同左	67.0	
煙突	地上高(m)	9.4	同左	59	
ばい煙	硫黄 酸化物	排出濃度(ppm)	1以下	同左	0
		排出量(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	1以下	同左	0
	窒素 酸化物	排出濃度(ppm)	70	同左	50
		排出量(m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	23.0	同左	164
	ばい じん	排出濃度(g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	0.005	同左	0
		排出量(kg/h)	2.0	同左	0

### 事業の内容 運転における環境配慮(2)

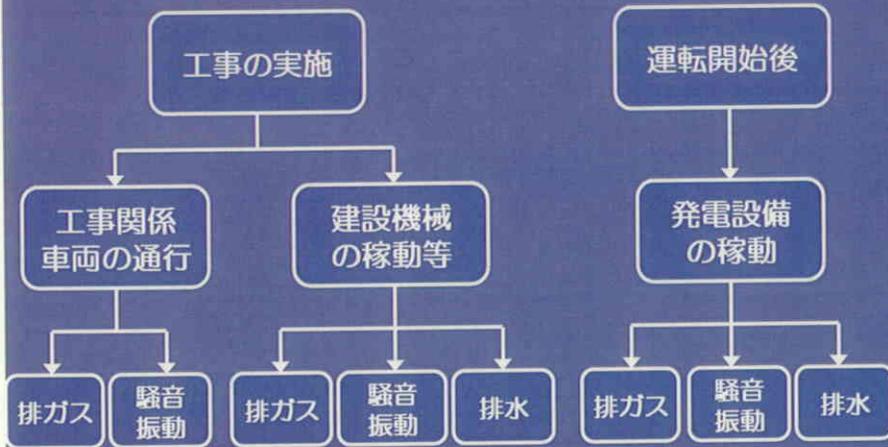
- 騒音・振動への配慮
  - ・騒音の発生源となる機器は防音壁や防音カバー等の防音対策を講じ、振動の発生源となる機器については基礎を強固にするなど、環境保全目標(騒音:朝・夕 65dB, 昼間 70dB, 夜間 60dB, 振動:昼間 65dB, 夜間 60dB)を超えないよう対策を講じます。
- 水環境への配慮
  - ・プラント排水は既設の排水処理装置で適切に処理を行った後、海域に排出します。
  - ・なお、ガスタービン発電方式では、海水による冷却が不要なため温排水が発生しません。
- 景観への配慮
  - ・設置する煙突等の色は周辺の景観に配慮します。

### 事業の内容 発電設備の運転の方針

- 本事業は、「災害復旧のための発電設備設置事業」であり、自社の発電設備の電気供給力を補うものです。
- したがって、今回設置する発電設備は、原則として夏季及び冬季など、電力需給が逼迫する時期に運転するものです。  
 なお、大規模停電など不測の事態を避けるために稼働させる場合があります。
- また、今後は、東日本大震災の被害を受けた発電設備の復旧状況など、需給状況をみながら廃止を検討します。

## 環境影響の予測

＜環境に影響を与える要因＞



■環境配慮について

- ・ 工事用資材等の運搬に当たっては、主として国道113号から臨港道路開発3号線を使用します。
- ・ 車両が集中する通勤時間帯を避けて運行します。
- ・ 大型機器（ガスタービン、発電機、変圧器等）は海上輸送により搬入します。
- ・ 車両の急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等の運転を励行します。
- ・ 工事関係車両の交通量が最大となる5号機ガスタービン基礎コンクリート打設時(約160台/日片道)には、他の資材等の運搬を避けます。

■環境影響について

- ・ 工事関係車両が主として使用する国道113号の交通量約12,500台/12hに対する工事関係車両の割合は小さいことから、工事関係車両の通行に伴う排ガス、騒音・振動による影響は少ないものと考えています。

■環境配慮について

- ・ 低騒音・低振動型の建設機械及びプレボーリング併用の杭打ち工法を採用し、騒音・振動の環境への負荷低減に努めます。
- ・ 大型機械の稼働が重ならないよう工程調整します。
- ・ 工事排水は、仮設沈殿槽又は仮設排水処理装置により適切に処理して海域に排出します。

## 環境影響の予測 建設機械の稼働等 (2)

### ■環境影響について

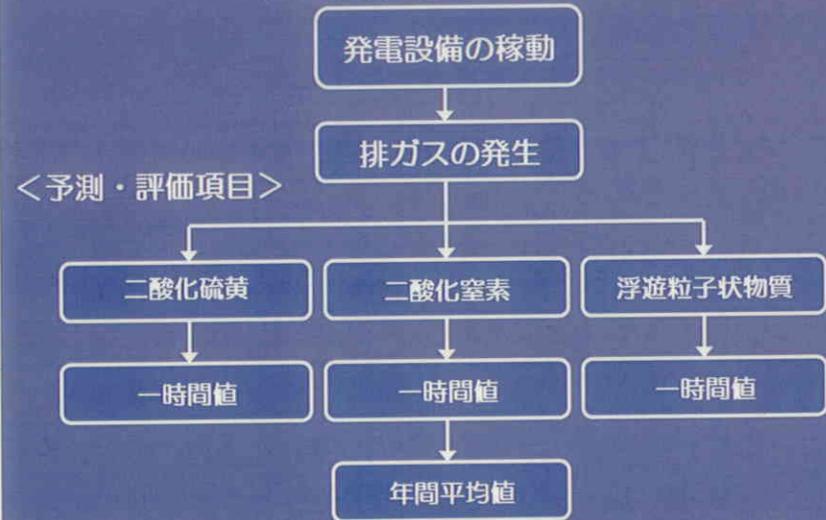
・低騒音・低振動型建設機械の使用等の環境配慮により、環境影響の低減を図るほか、以下の環境保全目標値を設定して環境監視を行い、その結果、必要に応じて追加の保全措置を講じることから、排ガス、騒音・振動、排水による周辺環境への影響は少ないものと考えています。

項目	騒音	振動	排水
保全目標	85dB以下 (敷地境界)	75dB以下 (敷地境界)	水素イオン濃度：5.0~9.0 浮遊物質質量：150mg/l以下
(国等の基準)	85dB以下 (敷地境界)	75dB以下 (敷地境界)	規制適用除外 水素イオン濃度：5.0~9.0 浮遊物質質量：200mg/l以下

注：(国等の基準)はそれぞれ騒音規制法、振動規制法及び水質汚濁防止法の規制値である。

## 環境影響の予測 発電設備の稼働 排ガスの予測項目

〈環境に影響を与える要因〉



## 環境影響の予測 排ガスの予測結果 (1時間値)

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質の予測結果 (1時間あたり) は国の指針に適合

設備	項目	有効煙突高さ (m)	最大着地濃度距離 (km)	最大着地濃度		
				二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )
5号機		586	8.2	—	0.0019	—
港3号系列 (2台合計)		215	2.8	0.0002	0.0053	0.0005
重合 (5号機及び港3号系列)		—	2.8	0.0002	0.0053	0.0005
1時間値の環境基準 (国の指針値)		—	—	0.1	0.1~0.2	0.20

注：二酸化窒素の国の指針値は、昭和53年の中央公害対策審議会の答申による短期曝露の指針値を示す。

## 環境影響の予測 二酸化窒素の予測 (一般環境大気測定局の位置)



- 凡例
- ①中条
  - ②新発田
  - ③杉谷内
  - ④次第浜
  - ⑤山倉
  - ⑥正庵
  - ⑦大山
  - ⑧山木戸
  - ⑨松浜
  - ⑩太郎代
  - ⑪豊栄
  - ⑫亀田

環境影響の予測 二酸化窒素の予測結果 (1年間平均)



環境影響の予測 二酸化窒素の予測結果 (1年間平均)

(単位:ppm)

項目	寄与濃度			バックグラウンド濃度(d)	将来環境濃度(c+d)
	5号機(a)	港3号系列(b)	重合(c=a+b)		
① 中条	0.00002	0.00002	0.00004	0.006	0.00604
② 新発田	0.00006	0.00011	0.00017	0.006	0.00617
③ 杉谷内	0.00002	0.00021	0.00023	0.010	0.01023
④ 次第浜	0.00001	0.00009	0.00011	0.004	0.00411
⑤ 山倉	0.00002	0.00016	0.00019	0.004	0.00419
⑥ 正産	0.00003	0.00019	0.00022	0.006	0.00622
⑦ 大山	0.00001	0.00001	0.00002	0.010	0.01002
⑧ 山木戸	0.00001	0.00001	0.00002	0.012	0.01202
⑨ 松浜	0.00001	0.00002	0.00003	0.008	0.00803
⑩ 太郎代	0.00001	0.00003	0.00004	0.008	0.00804
⑪ 豊栄	0.00007	0.00016	0.00023	0.007	0.00723
⑫ 亀田	0.00001	0.00002	0.00003	0.009	0.00903

注:1.重合値は、四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。  
 2.既設設備からの窒素酸化物の寄与については、バックグラウンド濃度に含まれるものとし、バックグラウンド濃度は、平成20年度における二酸化窒素の年平均値を用いた。

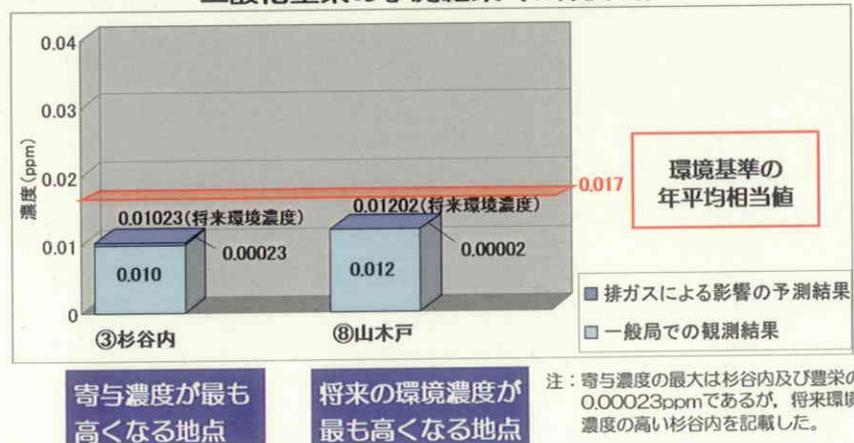
寄与濃度が最も高くなる地点  
 環境濃度が最も高くなる地点  
 寄与濃度が最も高くなる地点

Tohoku Electric Power

環境影響の予測 二酸化窒素の予測結果 (1年間平均) の評価

二酸化窒素の予測結果 (1年間平均) は 国の環境基準に適合

二酸化窒素の予測結果 (1年間平均)



環境影響の予測 施設の稼働による騒音・振動

■環境配慮について

・騒音の発生源となる機器について、防音壁や防音カバーの取り付け等の防音対策や振動の発生源となる機器について、基礎を強固にするなどの対策を講じます。

■環境影響について

・上記の環境配慮による環境影響の低減を図るほか、以下の騒音規制法等の規制値を遵守するとともに、環境監視を行い、必要に応じて追加の保全措置を講じることから、騒音・振動による周辺環境への影響は少ないものと考えています。

騒音振動の主要発生源機器	騒音レベル (5号機)	発電所敷地境界での環境保全目標値			
		騒音目標値	(国等の基準)	振動目標値	(国等の基準)
ガスタービン発電機主変圧器	85dB	朝: 65dB	朝: 65dB	昼間: 65dB	昼間: 65dB
	85dB	昼間: 70dB	昼間: 70dB	夜間: 60dB	夜間: 60dB
	93dB	夕: 65dB	夕: 65dB	夜間: 60dB	夜間: 60dB

注: (国等の基準) は騒音規制法の第4種及び振動規制法の第2種区域の値である。  
 Tohoku Electric Power

## 環境影響の予測 施設の稼働による騒音の簡易予測

37

- 防音壁等の防音対策により、敷地境界(北東側)において、騒音規制法の規制値を遵守します。
- 騒音の簡易予測の結果、最寄りの民家における騒音値(寄与)は、十分低い値となっています。



注：騒音予測値は、全て点音源として距離減衰のみ計算した。

騒音の主要発生機器	騒音レベル
ガスタービン	85dB
発電機	85dB
主変圧器	93dB

## 環境影響の予測 施設の稼働によるプラント排水

38

### ■環境配慮について

- ・プラント排水は、既設の排水処理装置で適切に処理して海域に排出します。

### ■環境影響について

- ・プラント排水は、水質汚濁防止法及び新潟県条例の規制対象ではありませんが、既設の排水処理装置出口において、以下の現状の公害防止協定値を遵守するとともに、環境監視を行い、必要に応じて追加の保全措置を講じることから、プラント排水による周辺海域への影響は少ないものと考えています。

項目	単位	1, 2号機, 3, 4号系列 5号機, 港3号系列	(国等の基準)
排水量(日最大)	m <sup>3</sup> /日	3,840	—
排水の水質	水素イオン濃度(pH)	—	5.0~9.0
	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	160
	浮遊物質(SS)	mg/l	200
	揮発性抽出物含有量	mg/l	5

注：(国等の基準)は、水質汚濁防止法の排水基準の値である。

## 環境影響の監視

## 環境影響の監視 環境影響の監視内容(1)

40

- 工事中は環境関連法令等の規定に基づくもののほか、事業特性及び地域特性を踏まえ環境監視を実施します。

		環境要素	監視項目	実施内容
工事中	大気環境	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界7点で、月1回、工事による影響が最も大きいと想定される時期に測定
	水環境	水質	工事排水	水素イオン濃度、浮遊物質量を1回/月測定
	産業廃棄物			種類、発生量、処分量及び処分方法の把握

## 環境影響の監視 環境影響の監視内容（2）

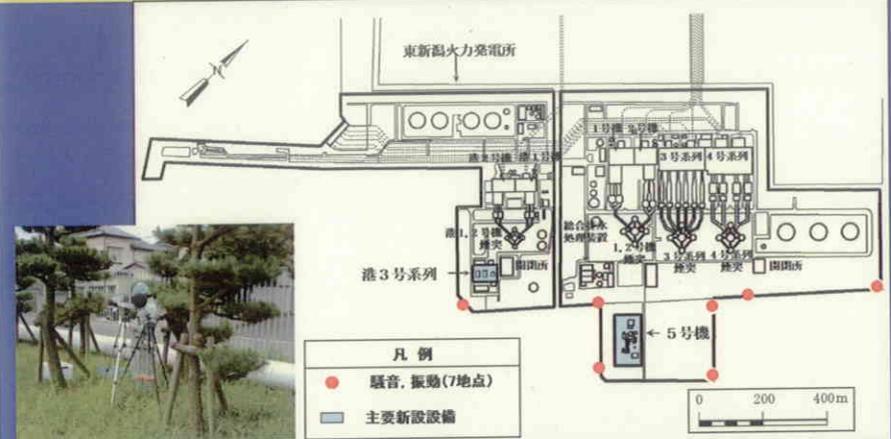
41

- 運転開始後は環境関連法令等の規定に基づくもののほか、事業特性及び地域特性を踏まえ環境監視を実施します。

環境要素		監視項目	実施内容
大気環境	大気質	ばい煙 (5号機)	窒素酸化物を常時監視 ばいじんを1回/年測定
		ばい煙 (港3号系列)	硫黄酸化物及び窒素酸化物を常時監視 ばいじんを1回/60日測定
	一般環境	自治体の測定結果を収集、整理	
	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界7点で発電設備の稼働時に測定 (夏季及び冬季に各1回)
水環境	水質	一般排水	水素イオン濃度、浮遊物質量等を1回/月測定
産業廃棄物			種類、発生量、処分量及び処分方法の把握

## 環境影響の監視 環境監視（騒音・振動測定）

42



項目		工事中	運転開始後
騒音・振動	測定地点	敷地境界7地点	同左
	測定時期	月1回、工事による影響が最も大きいと想定される時期に測定	発電設備の稼働時に測定 (夏季及び冬季)

## 環境影響の監視 環境影響低減のための措置及び公表

43

### ● 環境影響低減のための措置

監視の結果、環境影響を低減させるための措置を講じる必要があると考えられる場合には、速やかに関係機関との協議を行い、所要の措置を講じます。

### ● 監視結果の公表

監視結果及びそれにより講じた環境保全措置の内容については、新潟県及び聖籠町、新潟市、新発田市へ定期的に報告するほか、当社ホームページ及び東新潟火力発電所で閲覧できるようにします。

なお、詳細については、関係自治体との協議を踏まえて決定してまいります。

<参 考>

平成 23 年 5 月 30 日  
東北電力株式会社

### 緊急設置電源の新設に係る説明会のご報告（概要）について

このたび、供給力確保に向けた緊急設置電源を新たに東新潟火力発電所敷地内に設置することについて、環境保全対策の説明会を開催しましたので、概要を報告いたします。

本計画の実施に当たっては、実行可能な最大限の環境配慮を行ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### （1）説明会の概要

開催日：平成 23 年 5 月 27 日（金）

開催場所：聖籠町町民会館

開催時間：18:30～19:25

ご来場者：38 名

#### （2）皆さまから頂戴したご質問と弊社の回答

説明会で頂戴いたしました皆さまからのご質問については、1 週間を目途に弊社ホームページにご質問と回答を掲載させていただきます。

#### （3）説明会で使用した資料

[配布資料]

添付 1 「緊急設置電源の新設計画について（地点 東新潟火力発電所敷地内）」

[説明資料]

添付 2 「緊急設置電源の新設計画について 地点 東新潟火力発電所敷地内」

#### （4）お問合せ先

東北電力株式会社 環境部 環境管理グループ（電話：022-799-6154）

※お問合せは、平日（8:40～17:20）に対応させていただきます。

以 上